

令和9年度 新規事業「カフェテリアプラン」導入に伴う給付規則改正

(令和9年4月1日施行)

改正箇所	改正内容
第2条 第1項 第2項	<p>【定義】 「配偶者」…会員と婚姻関係にある者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）を定義する。 ※配偶者の定義については、給付規則の一部に記載があるが、複数の給付において給付対象を被扶養者から配偶者とする改正を行うため、<u>より明確に記載する。</u></p>
第5条 第2項	<p>【給付の請求手続き】 ・ <u>所定の様式による請求書</u> に必要な書類を添付  ・ <u>電子申請システム</u>により必要な書類を添付して請求 ※所定の様式が定められている給付は、請求書に必要な書類を添付して紙で請求</p>
第27条（新設）	<p>新規事業【カフェテリアプラン】 ・ 会員が<u>互助会の指定する対象項目</u>を利用したときは、<u>12,000円を限度</u>に助成。ただし指定期間に1回とする。 ・ 電子申請システムにより請求を行わなければならない。</p>
第8条 第3項	<p>【入院費補助金】 ※基本は自動給付。保険証等を使用しない場合のみ請求が必要 ・ <u>入院費補助金請求書</u>を提出  ・ <u>電子申請システム</u>により請求</p>
第9条 第2項	<p>【結婚祝金】 ・ <u>結婚祝金請求書</u>を提出  ・ <u>電子申請システム</u>により請求</p>
第10条 第1項 第2項	<p>【出産見舞金】 ・ 会員又はその<u>被扶養者</u>が出産した場合  ・ 会員及びその<u>配偶者</u>が出産した場合 ・ 1児につき <u>10,000円</u>  ・ 1児につき <u>25,000円</u> (死産の場合 10,000円) ・ <u>出産見舞金請求書</u>を提出  ・ <u>電子申請システム</u>により請求</p>
第18条 廃止	<p>【妊婦健康診断補助金】 ・ 会員又はその被扶養者が妊娠し、健康診断を受けた場合 6,000円  ・ <u>【出産見舞金】に集約のため廃止</u></p>
第19条 廃止	<p>【育児補助金】 ・ 会員又はその被扶養者が出産した場合 16,000円</p>

<p>第 12 条 第 2 項</p>	<p>【弔慰金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会員の被扶養者が死亡したときは 30,000 円 ・ 再任用会員の被扶養者が死亡したときは 25,000 円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員の配偶者又は子が死亡したときは 30,000 円 ・ 再任用会員の配偶者又は子が死亡したときは 25,000 円
<p>第 13 条 第 1 項</p>	<p>【災害見舞金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住居及び家財の全部が焼失又は滅失 300,000 円 ・ 住居及び家財の 2 分の 1 以上焼失又は滅失・住居又は家財の全部が焼失又は滅失 200,000 円 ・ 住居及び家財の 3 分の 1 以上焼失又は滅失・住居又は家財の 2 分の 1 以上が焼失又は滅失 150,000 円 ・ 住居又は家財の 3 分の 1 以上が焼失又は滅失 100,000 円 ・ 床上浸水による損害で上記で判定しがたい場合 床上 120cm 以上 150,000 円 床下 30cm 以上 100,000 円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅に損害を受けたとき 全壊 50,000 円 半壊以上全壊未満 30,000 円 一部損壊以上半壊未満 10,000 円
<p>第 13 条 第 2 項 第 3 項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>災害見舞金請求書及び添付書類（罹災証明書等、見取り図、家財の罹災状況報告書、写真等、修繕費用のわかる書類、住宅の固定資産評価額のわかる書類、共済組合の給付通知書写し）を提出</u> <p>激甚災害による損害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部損壊以上 10,000 円 ・ 半壊以上 30,000 円 ・ 全壊 50,000 円 ・ 災害見舞金請求書及び罹災証明書を提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>電子申請システムにより請求</u> ・ <u>※必要書類は罹災証明書のみ（判定が困難な場合は別途追加書類を求める）</u> ・ <u>激甚災害の記載は削除</u>

<p>第 14 条 第 1 項 第 2 項 第 3 項</p>	<p>【人間ドック等補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会員又はその被扶養者が指定医療機関で人間ドックを受けるとき <u>会員 15,000 円</u> <u>会員の被扶養者 5,000 円</u> <u>60 歳又は 60 歳未満で勸奨により退職する会員 健診料全額に相当する額</u> ・ 会員が脳ドックを受けたとき 10,000 円 (3 年度に 1 回) ・ <u>人間ドック・脳ドック補助金請求書</u>を提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【カフェテリアプラン】へ集約 <u>(指定医療機関廃止)</u> <u>(被扶養者廃止)</u> <u>(60 歳・勸奨廃止)</u> ・ 【脳ドック補助金】 継続 <u>(指定医療機関廃止)</u> ・ <u>電子申請システム</u>により請求
<p>第 26 条 削除</p>	<p>【予防接種補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インフルエンザ予防接種 1 回 1,000 円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【カフェテリアプラン】へ集約 (予防接種の種類・対象施設は<u>限定せず</u>)
<p>第 15 条 削除</p>	<p>【福祉施設利用補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 互助会の指定施設を利用したとき 1 泊 1,000 円 	
<p>第 16 条 第 1 項 第 2 項</p>	<p>【入学祝金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会員の被扶養者が小学校等に入学 1 人 <u>10,000 円</u> ・ <u>入学祝金請求書</u>を提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会員の<u>子</u>が小学校等に入学 1 人 <u>7,000 円</u> ・ <u>電子申請システム</u>により請求
<p>第 17 条 第 1 項 第 2 項</p>	<p>【長期療養者見舞金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 結核及び公務災害による休職 <u>10,000 円</u> ・ 給料月額額の 100 分の 80 を支給される病気休職者 <u>20,000 円</u> ・ 無給の病気休職者で傷病手当金又は傷病手当金附加金を支給される方 <u>50,000 円</u> ・ 無給の病気休職者で傷病手当金又は傷病手当金附加金を支給されない方 <u>150,000 円</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 結核及び公務災害又は給料月額額の 100 分の 80 を支給される病気休職者 <u>20,000 円</u> ・ 無給の病気休職者 <u>50,000 円</u>
<p>第 28 条</p>	<p>【長期会員慰労旅行助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会員期間が 10・20・30 年間の会員に旅行券を配布 <u>10 年 …10,000 円</u> <u>20 年・30 年…20,000 円</u> <u>(計 50,000 円)</u> 	<p>【リフレッシュ助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 【カフェテリアプラン】に集約 (カフェテリアプランの利用金額を上乗せ) <u>10 年、15 年、20 年、25 年</u> <u>30 年、35 年、40 年</u> …10,000 円 (計 70,000 円)